

女性自立支援施設の入所について

資料 7

措置決定（本入所）の流れ

- 女性自立支援施設への入所については、女性相談支援センターの一時保護所等において一時保護を行った上で、入所会議を実施し措置決定を行う。
- 入所会議後に、利用者の施設見学を実施。
- なお、動機付けや課題の整理が必要な場合など、本人の意向を考慮したうえで、「短期支援※」の期間を設定し、より細やかな支援を可能としている。

※入所後も一定期間は、本人の施設での生活が円滑に進むよう、入所時に関わった区市女性相談支援員等の協力を得て、本人の意向に沿った生活支援等を丁寧に行うしくみ。



プレ入所のしくみについて

（令和4年度から試行開始、令和6年度から本実施）

- 一時保護所に入所せず、女性自立支援施設の事前見学・一時保護委託を経て、施設へ本入所するしくみ。
- 対象者：単身の人、緊急性は低いが、新たに生活の場が必要な人、追跡・追及の危険が少ない人、施設入所を希望している人、生活支援・就労支援・健康支援など施設で提供される支援を希望する人。
- 緊急一時保護からプレ入所への切り替え可。
- プレ入所は全ケース「短期支援」を取り入れ支援を行う。

実施状況（R7.2.1現在）

	見学	一時保護	本入所
令和4年度	5	5	3
令和5年度	5	4	4
令和6年度	12	8	7
計	22	17	14

